

資料 1

第2回調査研究部会報告
【概要】

青森県教育庁学校教育課

全体の概要

第2回検討会議で出された意見（関係団体からの発表を含む）及び第3回検討会議で審議する内容について、各テーマ別に詳細テーマを設定し、調査・研究を行った。

テーマ 1

特別支援学校の適正規模等の在り方について

- 詳細テーマを5つ設定
- 課題の整理と検討に必要なとなるデータの洗い出しを行った。

テーマ 2

特別支援教育の専門性向上・教員の育成について

- 詳細テーマを5つ設定
- 課題の整理と検討に必要なとなるデータの洗い出しを行った。

テーマ 3

センター的機能の充実について

- 詳細テーマを2つ設定
- 想定される課題などの整理を行った。

テーマ 4

その他

- 詳細テーマを1つ設定

特別支援学校の適正規模等の在り方について

1 特別支援学校の適正規模等の在り方について

①学校規模の適正化（特に知的）

- ・ **就学予定者の推計値と実際の就学者の数値の比較及び推移（資料2）**が必要になる。
- ・ そもそも何が「適正」という条件をしっかりと押さえておく必要がある。
- ・ 在籍者数が増加している知的障がいだけでなく、在籍者数が減少傾向にある視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱などについても議論すべき。

②既存施設の活用

- ・ **将来の児童生徒数の見通しと、現状をしっかりと分析（資料2）**する必要がある。
- ・ **先行事例においてどのようなメリットがあるのか、一方で、どのようなところが課題であり上手くいっていないのか（資料3）**といった情報収集が大事になってくる。
- ・ 併設する場合は間借りだけでは意味がない。日常的な交流または共同的な学びがないと併設するメリットがない。

③異なる障がい種の併置

- ・ 専門性の維持という面でも、知的障がいの児童生徒数が圧倒的に多いため、他の障がい種と合併した場合、他障がい種の専門性の確保に苦勞するのではないか。
- ・ どれくらいのニーズがあるかという基本となる数値の把握が必要だということ、そして他県で先行的に行っている事例の情報収集が非常に大事になる。

④専攻科的課程の必要性の検討

- ・ **他県に設置されている専攻科の事例を調査（資料4）**すべきである。
- ・ 設置するとしても青森県においてニーズが本当にあるのかどうか、しっかりとした根拠が必要である。

⑤寄宿舎の役割と在り方

- ・ 例外規定もあるが、寄宿舎の設置は学校教育法で取扱いが定められている。
- ・ **他県の先行例、活用例（資料5）**を詳しく知る必要がある。
- ・ **現状どのくらい子どもたちが利用しているのか（資料5）**といった実態の把握が必要である。

特別支援教育の専門性向上・教員の育成について

2 特別支援教育の専門性向上・教員の育成について

①校内研修の充実と隙間時間の活用

- ・「特別支援教育新担当者研修講座（新特担研）」の受講者（資料6）が毎年多い背景には、小中学校では毎年特別支援学級の担任が変わるという現状がある。
- ・小中学校において、校内研修が充実できていないことをどの程度の問題として捉えているのかを把握したい。
- ・次の②にも共通する課題を持ち合わせていると思う（資料6）。

②専門性の核となる教員を育てる仕組みづくり

- ・新特担研の受講者数の推移はどのようになっているのか（資料6）。受講者数が多いということは、入れ替わりも激しいということではないか。
- ・特別支援学級担当者の通算担当年数（資料6）は経験値であり財産である。どのような現状であるのか把握が必要（資料6）である。
- ・他県で「特別支援教育重点枠」として色々な取組をしている（資料6）と思うが、その効果検証についてのデータがあればよいと思う。

③エリアコーディネーターとネットワーク

- ・青森県内6地区に地区特別支援連携協議会が設置されているが、現状どうなっているか（資料7）、実績を含めてデータを整備した上で検討していかなければならない。
- ・地区特別支援連携協議会について、動きが形骸化しているという指摘もあるため、現状を整理（資料7）した上で今後どうしていけばよいか考えていく必要がある。

④校外研修を気軽に受けられる体制づくり

- ・学校の体制づくりの肝となる部分は「日々の継続性」である。研修の時だけ誰かに代替してもらうというのはなかなか難しいのではないか。
- ・まず管理職の意識を高め、教育委員会事務局から校長へ働きかけをすることで、実際に出席率が上がったという事例がある。

⑤パートナーシップ活動

- ・設置者の違いというところで難しい面が多々出てくることは予想されるが、他県での事例で課題をリサーチ（資料8）しながら、本県としてできることを考えていければよいと思う。
- ・事務的な手続きが簡素化できればスムーズに実施できるのではない（資料8）。

センター的機能の充実について／その他

3 センター的機能の充実について

①高等学校における「巡回型」支援

- ・そもそも高等学校からの相談が少ない、あるいは来ていないという現状があるのではないかと。システムを構築する際には、**各地区の巡回相談要請の数や、どれくらいの高等学校が相談を必要としているのかをしっかりと洗い出すべき（資料9）**。
- ・インクルーシブ教育システムを更に進展させる中で、地域全体の「ハブ」としての役割が必要という議論が中央教育審議会で行われている。特別支援学校の教員自体の「授業力」をますます上げていかなければ、対応は難しいのではないかと感じている。

②巡回指導や教育相談記録のデータベース化

- ・「何を目的に、誰がどの範囲で活用するのか」ということによって、全く違う作り方になるのではないかと。
- ・個別具体の例に迫っていけばいくほど、活用の仕方や意味合いとしては強くなるが、クリアすべきハードル（本人や保護者の了承を得るなど）も高くなる。
- ・県内や市町村が同じ様式を使い、個別具体の事案をしっかりとデータベース化することで、校内での共有は図れるのではないかと。

4 その他

①重症心身障がい児等の単独通学が困難な子どもへの通学支援等

- ・医療的ケア児に限らず、障がいのある子どもたちが通学をして学ぶということは非常に大切なことで、どう保障していくかは重要な課題である。
- ・継続的な通学保障ということに関して、他人任せにしたり、学校が全て担うのではなく、協力体制を作っていくための議論になればよい。
- ・医ケア支援法が改正され、医ケア児だけではなく重症心身障がい者、つまり18歳以上の方も対象にするということと、家族の支援についても追加される。教育だけで考えていくのではなくて、福祉も含め、卒業後の支援を継続してやっていくにはどうすればよいかを考えていかなければならないと思っている。

詳細は「医療的ケア児通学支援事業」で検討中